

秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱

(平成20年9月29日建管-1632)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務に係る入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき落札者を決定するために行う、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)等に関し必要な手続を定めるものとする。

(適用対象業務)

第1条の2 この要綱の規定は、委託対応額が3百万円以上の建設コンサルタント5業務(別表-1に定める土木関係コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタント)に係る入札に適用するものとする。ただし、委託対応額が3百万円を下回る業務であっても、契約担当者が特に必要があると認める場合には、この要綱の規定を適用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、工期上の理由等により必要があると認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができる。

(調査基準価格)

第2条 契約担当者は、前条の適用対象業務について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる入札比較価格に対する価格(以下「調査基準価格」という。)を定めるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第3条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格(以下「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を対象として低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査は、別に定める失格判断基準に該当するものであるか否かの調査(以下「失格判断基準調査」という。)及び別に定める事項(秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査方法及び調査における適否の判断基準について 平成20年9月29日 建管-1624)についての資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査(以下「詳細調査」という。)により行うものとする。

(業務委託審査委員会への報告)

第4条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、別表-2で定める業務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)に報告するものとする。ただし、失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了する場合及び詳細調査における失格項目に該当する場合にあっては、審査委員会への報告を行わないものとする。

(審査委員会の審査等)

第5条 審査委員会は、前条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

2 審査会は、審査を終えたときは、審査結果について入札執行者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項による失格判断基準に該当せず、かつ、失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了したとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項による失格判断基準に該当するものであったとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者としないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第3条から前項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第7条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかつた者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(入札参加業者への周知)

第8条 本制度の円滑な運用を図るため、契約担当者及び入札執行者は、低入札価格調査制度を適用する旨を入札公告及び入札説明書に記載するとともに、次のことを周知するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、一連の調達に係る請負対応額の合計が2億4千万円以上の委託業務及び当該調査を実施することが適当でないと認められる業務については適用しないものとする。

附 則（平成20年9月29日、建管-1632）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年 3月29日、建管-2325)
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年 3月17日、技管-1362)
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 9月14日、技管-526)
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月24日、技管-909)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表－1（第1条の2関係）

適用対象業務

請負対応額が3百万円以上の建設コンサルタント業務であって、次の積算基準書に基づくもの。

- (1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）
 - ①測量業務
 - ②地質調査業務
 - ③設計業務
- (2) 港湾請負工事積算基準（国土交通省港湾局）
 - ①港湾設計等業務
 - ②港湾測量業務
 - ③水中部施工状況調査業務
 - ④港湾土質調査業務
- (3) 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省都市・地域整備局下水道部）
 - ①下水道設計業務
- (4) 設計等業務委託料算定基準（秋田県建設部営繕課）
 - ①建築工事の設計業務及び工事監理業務
- (5) 用地調査等業務費積算基準（秋田県建設部）
 - ①用地調査
- (6) 工損調査等業務費積算基準（秋田県建設部）
 - ①工損調査
- (7) 農業農村整備事業設計積算要領（秋田県農林水産部）
 - ①調査業務
 - ②測量業務
 - ③設計業務
- (8) 森林整備保全業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）
 - ①調査業務
 - ②測量業務
 - ③設計業務
- (9) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（(社) 土地改良測量設計技術協会）
 - ①用地測量
 - ②用地調査
 - ③工損調査

別表－2（第4条関係）

建設コンサルタント業務等低入札価格調査の審査対象機関について

